令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)に係る企画競争応募要領

1 総則

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携 したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)(以下「業務」という。) に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、20,001,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置 要領(平成26年10月17日付け26経第879号大臣官房経理課長通知)に基づく 指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年 法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。 この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分 担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の 全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約 締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要があ り、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参 加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また代表者及び他の構成員については、上記(1)から(5)の要件に適合するとともに、契約候補者に決定した場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

5 提出書類

(1) 企画競争参加表明書(別紙様式第1号)

別紙様式第4号の「暴力団排除に関する誓約事項」については、企画競争参加 表明書の提出をもってこれに同意したものとする。

(2) 令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)に係る企画提案書 (別紙様式第2号)

企画提案書には以下の事項を記載すること。

- ・業務の具体案
- ・業務実施に係る各取組の実施スケジュール
- ・類似取組の実績
- 事業実施体制

※再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する 業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

- 【7】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。
- 【イ】事業の主たる部分を請け負わせてはならない。
- 【ウ】再委託の合計金額は、委託費の限度額の 50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合は上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。

- 【エ】再委託先の業務が海外で行われる場合
- 【オ】広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
- 【カ】会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会 社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年 11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連 会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【ェ】~ 【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した 率とする。

・4の(3)を証するものとして、総務省から通知のあった「資格審査結果 通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出すること。

※共同提案の場合は、併せて4(6)の資格を確認するため、全構成員分を提出すること。

- ・民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)
- ・民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)
- (3) 経費内訳書

業務を実施するために必要な経費の全ての額(消費税等の一切の経費を含む。)を記載した内訳書(別紙様式第3号)(再委託先の内訳を明記すること。)

- (4) 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画)及び青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定)を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況が分かる資料

(なお、基準に適合し、認定されている者であることを企画提案書に記載しておくこと。)

※共同提案の場合は、全構成員分を提出すること。

6 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限: 令和7年11月4日(火)17時まで
- (2) 提出方法:電子メール、持参、郵送

提出期限までに、原則、電子メールに整理番号【073108】を付して提出すること。(詳細は別添「電子メールを利用した書類の提出方法」のとおり)

電子メール以外で提出する場合は、PDF ファイルを電子媒体(CD-R 又は DVD-R とし、ウイルス対策を施すこと。)に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示(ケースは不可)の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに 限る。

(3) 企画提案書等の提出場所及び契約条項等に関する間合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房予算課契約班(本館1階ドア No.本 135)

担当者 衣川 電話 03-6744-7162

e-mail: nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

- ※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。
- (4) 企画提案書等の作成に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局食品安全政策課(本館6階ドア№本607)

担当者 竹内 電話 03-6744-0490

e-mail:kenta_takeuchi490/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

(5) 提出書類

- · 企画競争参加表明書(別紙様式第1号)
- ·企画提案書(別紙様式第2号)
- ・経費内訳書(別紙様式第3号)

- ・提出者の概要(会社概要等)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成 支援対策推進法に基づく認定及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づ く認定を受けている者である場合は、基準適合認定通知書の写しなど認定状況 がわかる資料
- (6) 応募に係る説明会

日時:令和7年10月23日(木)14時~15時

場所: Web 会議システム (Microsoft Teams ミーティング) にて開催)

- ※本説明会への参加を希望する場合は、令和7年10月22日(水)12時までに、以下の問合せ先に連絡すること。なお、接続確認が必要な参加希望者には、説明会開催までに、順次、接続テストの連絡をするので、連絡がとれる体制を整備すること。接続確認の依頼がなく、説明会当日に接続不良等により会議に参加できなかった場合の個別対応はできない。
- ※本説明会への出席の有無は、4の参加資格とはしない。

問合せ先

農林水產省消費 • 安全局食品安全政策課

担当者 竹内

メールアドレス kenta_takeuchi490/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、 送信の際は「@」に変更すること。

(7) 提出に当たっての注意事項

- ① 持参により提出する場合の受付時間は、行政機関の休日を除く 10 時から 17 時までとする。
- ② 電子メール又は郵送により提出する場合は、提出期限必着とし、期限を過ぎて農林水産省大臣官房予算課契約班に到着したものは無効とする。
- ③ 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ④ 提出された企画提案書等は、非公開とする。
- ⑤ 日本語で作成するものとする。
- ⑥ 1者当たり1件の企画提案を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合 は全てを無効とする。
- ⑦ 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- ⑧ 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第4号)について、虚偽又はこれに 反する行為が認められた書類は、無効とする。

7 審査の実施

(1) 審査は、「令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)の企画審査について」(別紙)に基づき、提出された企画提案書等の内容について行い、採点した得点の最上位の者(最上位の者が複数ある場合は、最高得点を

獲得した審査項目が多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者)を本業務の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林 水産省大臣官房参事官(経理)(以下「支出負担行為担当官」という。)に推 薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届(別紙様式第5号)の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- (2) 審査については、非公開とする。
- (3) 企画提案会を開催する場合には応募者に対して事前に通知する。 (開催する場合は、令和7年11月6日(木)を予定している。)
- (4) 審査結果は、企画提案書等の提出者におおむね2週間以内に通知する。

8 契約の締結

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第締結する。

9 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

10 委託料の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日 以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると 認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。また、契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

11 実績報告書等の提出

受託者は、本委託事業を終了したとき(本委託事業を中止し、又は廃止したと きも含む。)は、本委託事業の成果等を記載した委託事業実績報告書を消費・安 全局食品安全政策課に提出すること。

なお、提出期限は令和8年3月19日(木)とする。

12 成果品(著作権等)の帰属等

本委託事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出者に要求される事項 提出者は、公示、企画競争応募要領及び契約条項を了知の上、応募しなければ

ならない。

(4) 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理)殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)の企画競争に参加することを表明します。

○ 担当者

所属・役職 担当者氏名 電話番号 FAX メール 農林水産省大臣官房参事官(経理)殿

【共同事業体代表者】 住 所 商号又は名称 代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書 (共同事業体)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと 連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)の企画競争に下 記共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営 等に関する協定書を作成し提出します。

		記
1.	共同事業体名:	

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

分担業務

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

住所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託 事業(生産者・事業者の取組みと連携した カンピロバクター食中毒対策推進のための 調査事業)に係る企画提案書

- 1 業務の具体案
- 2 業務実施に係る各取組の実施スケジュール
- 3 類似取組の実績
- 4 事業実施体制
- 5 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
- 6 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分 (又はそれに準じるもの)、

民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算 (営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)

> (担当者)
> 所属部署:
> 氏 名: 電話/FAX: /
> e-mail:

(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

(別紙様式第3号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)

区	分	予算額	備 考
		円	
人件費			A @ ○○○円 × **時間 = △△△円
			B @ ○○○円 × **時間 = △△△円
事業経費			
			○○ 費 △△△円 ※消耗品費、通信費、報告書作成費、旅費等に係る経費を記載。
			然相和的質、理信質、報告書作成質、旅質寺に係る経質を記載。
一般管理費			
再委託費			○○○ (株) △△△円 (株) ○○○ △△△円
消費税等			○○費 △△△円 ○○費 △△△円 ※消耗品費、資料作成費、旅費、謝金、調査費用等に係る経費を記載。
計			

- (注)・再委託先の内訳を明記すること。
 - ・必要に応じて、資料を添付すること。
 - ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
 - ・一般管理費及び率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費(再委託費を除く。)の 10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額(予算額)又は実支出額のい ずれか低い額とする。また、委託契約書(案)第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
 - ・備品 (原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が 50,000 円以上の物品) の購入は認めない。
 - ・人件費の算定については仕様書別紙1「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」 を参照すること。

また、根拠となる資料を添付すること。

・消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも 該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者 上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理)殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)に関する契約候補について、○○○○の理由により、辞退します。

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業

(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)の企画審査について

1 企画審査委員会

提出された企画提案書等の内容について審査を行う。

- (1) 日時: 令和7年11月6日(木)
- (2) 構成:審査委員長 消費・安全局食品安全政策食品安全科学室長

副 委 員 長 消費・安全局食品安全政策課課長補佐(微生物管理班担当)

審 査 委 員 消費・安全局食品安全政策課課長補佐(リスク管理企画班担当) 消費・安全局食品安全政策課課長補佐(情報発信企画・評価班 担当)

> 消費・安全局食品安全政策課リスク管理専門官 大臣官房広報評価課広報室係員(広報企画班担当)

2 企画提案書等の審査

- (1)以下の各項目を次の採点基準に基づき、委員ごとに採点するものとする。
 - ア 安定性 (組織の財務的基盤は安定しているか。)
 - イ 透明性 (運営の公開性及び透明性は高いか。)
 - ウ 専門性 (若者に訴求力のある著名人を起用する人的資源、デザインやキャッチ フレーズなどを創出又は演出する専門的知見、経験等が十分にある か。)
 - エ プロモーション資材の制作実績
 - 才 情報発信実績
 - カ 整合性 (現状の課題等を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容に なっているか。)
 - キ 内容の具体性 (目的達成のため具体的な事業実施内容か。)
 - ク 起用する予定の著名人の妥当性(20~30 代の若者に訴求可能等な人物か。)
 - ケ 計画性 (事業実施期間の妥当性及び柔軟性が適切か。)
 - コ 綿密性 (事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。)
 - サ 費用対効果 (最小の経費で最大の効果を狙っているか。)
 - シ ワーク・ライフ・バランス等の推進
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」に 基づく認定
 - ② 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。) に基づく認定
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ※ ①~③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加 点を行う。

【採点基準】

ウ、カ、ク及びケ

- ・優(十分満足できる) (15点)
- ・良(満足できる) (10点)
- ・可(満足できるレベルよりやや劣る) (5点)
- ・不可(満足できない) (0点)

ア、イ、エ、オ、キ、コ及びサ

- ・優(十分満足できる) (5点)
- ・良(満足できる) (3点)
- ・可(満足できるレベルよりやや劣る) (1点)
- ・不可(満足できない) (0点)

シ① 女性活躍推進法に基づく認定

- ・プラチナえるぼし (5点) ※1
- ・えるぼし3段階目 (4点) ※2
- ・えるぼし2段階目 (3点) ※2
- ・えるぼし1段階目 (2点) ※2
- ·行動計画 (1点) ※3
- ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。

シ② 次世代法に基づく認定

- ・プラチナくるみん認定企業 (5点) ※4
- ・くるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) (4点) ※5
- ・くるみん認定企業
- (令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) (3点) ※6
- ・トライくるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) (3点) ※7
- ・くるみん認定企業
- (平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) (3点) ※8
- ・トライくるみん認定企業
 - (令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) (3点) ※9
- ・くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準) (2点) ※10
- ・行動計画(令和7年4月1日以後の基準) (1点) ※3、※11
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※8及び※10の認定を除く。)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3 号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施 行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和

3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によ ることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施 行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)

- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施 行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平 成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行 規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- シ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ・ユースエール認定企業 (4点)
 - ※12 シ①~③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により 加点を行う。
- (2) ア〜シまでの採点を合算した計数を総得点として、その点数の最も多い者を契約候補者とする。
- (3)総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を決定する。
 - ア 「優」の数が多い方を契約候補者とする。
 - イ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い方を契約候補者とする。
 - ウ 「可」の数も同数の場合は、くじ引きにより決定する。
- (4) 企画競争参加表明書の提出者は、令和7年11月6日(木)に農林水産省庁舎内及びweb会議システム(Microsoft Teamsミーティング)で開催予定の企画提案会においては、企画提案書の説明を行う。説明時間は概ね30分間(10分間の質疑応答を含む。)とする。説明の開始時刻、出席者数の制限等については、有効な書類を提出した者に対して令和7年11月5日(水)18時までに連絡する。web会議システム(Microsoft Teamsミーティング)で説明を行うことを希望する者は、この時点で申し出ること。なお、接続確認が必要な者には、順次、接続テストの連絡をするので連絡がとれる体制を整備すること。接続確認の依頼がなく、説明会当日に接続不良等により参加できなかった場合の個別対応はできない。

3 企画審査結果の報告

企画審査委員会で決定した者の企画提案書及びその企画による「令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)」仕様書を、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)(以下「支出負担行為担当官」という。)へ報告する。なお、委託契約候補者から契約候補辞退届(別紙様式第5号)の提出があった場合は、採点した得点が次に高かったものを委託契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

1 件名

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携した カンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)

2 事業の目的

食中毒統計調査(厚生労働省)によると、カンピロバクター食中毒は年間を通じて発生し、細菌性食中毒の中では平成15年以降、毎年、最も発生届出件数が多い。また、平成25年以降、カンピロバクター食中毒患者数が最も多い年齢層は「20代」となっている。

「食肉の生食等に関する実態調査報告書」(令和3年度東京都福祉保健局)によると、カンピロバクターの認知は、「知っている」が17.6%、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」が47.9%、「初めて聞いた」が34.5%であった。また、生や生に近い状態で食べる食肉料理の喫食状況について、性別・年代別にみると、「よく食べる」では「20代」が2割を超えており、特に「男性20代」が22.7%と、全体(9.2%)を大きく上回った。一方、「よく食べる」と回答した「女性20代」は17.4%であり、男性同様、全体を上回っていた。

令和6年度、農林水産省は、「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催し、「中間取りまとめ」を公表したところである。「中間取りまとめ」では、カンピロバクター食中毒の低減において、消費者の役割は重要であり、その意識が高まれば、食品の安全性確保に一層取り組む食材・商品などが選択される機会が増え、食品関連事業者がそれに応える環境が整うなど、消費者の行動の深化と事業者の取組の相乗効果が期待されるとしている。一方で、食品安全に比較的無関心といわれる若年層と行政情報を結びつけることが課題とされた。

現在、国産鶏肉の生産者・事業者は、カンピロバクター食中毒対策として、衛生管理 水準の向上を目指し、衛生管理に取組んでいるところ。他方、より効果的、かつ持続的 に生産者・事業者の衛生管理水準を向上させていくためには、消費者による鶏肉への安 全性の訴求が不可欠である。

このため、本事業では、生産者・事業者によるカンピロバクター対策の内容を普及することを通じ、カンピロバクター食中毒の予防について、消費者が取るべき行動について理解を深め、行動変容につなげていくべく、啓発動画の制作及び各種メディアを利用した広報活動を行う。併せて、消費者への対策効果を調査するため、広報活動の事後分析を行う。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月19日(木)までとする。

4 事業の内容

受託者は、以下の(1)~(3)の業務について、それぞれ実施する。受託者は、速 やかに農林水産省消費・安全局食品安全政策課(以下「食品安全政策課」という。)担 当職員(以下「監督職員」という。)とスケジュールを協議の上、事業を開始すること。 (監督職員の定義)

「監督職員」とは、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めた職員であり、受託者の履行に関して、立会い、指示その他の適切な方法により監督を行うものとする。

また、受託者は、監督職員から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

なお、監督職員及び検査職員は別途「監督・検査職員通知書」により通知する。

(1) 啓発動画素材の企画・制作に関する業務

受託者は、カンピロバクター食中毒予防について消費者が取るべき行動について理解を深めるための、啓発用動画(15秒)を企画・制作する。

ア 訴求対象と目的

食品安全に比較的無関心といわれる若年層(20代)に対し、カンピロバクター食中毒予防に関する理解を深め、行動変容につながることを目的とする。

イ 著名人起用

広報効果を高めるため、食品安全に比較的無関心といわれる若年層(20代)に認知のある著名人もしくはキャラクター等を起用すること。起用する著名人については、例えば、フォロワーの男女比率に極端に偏りがない者とし、可能であれば、20代だけでなく若者を中心に広く国民的認知度が高く、鶏肉の消費拡大にも親和性があるとなおよい。

なお、著名人の起用に当たっては、企画提案書に、起用する著名人について、以下①~④の情報をできるだけ詳細に記載すること。企画が採択された場合、企画提案書に記載ある候補者からの変更は認められないため注意すること。

実際の起用は1名とするが、スケジュール等を勘案し、最大2名まで候補を提案すること。

- ① 候補者
- ② 候補者の略歴
- ③ 選定理由 (フォロワーの男女比率含む)
- ④ 不適切発言や発信の有無
- ⑤ 過去の類似案件での起用実績の有無について、明記すること。

ウ 啓発動画素材の基本的な使用用途

① 農林水産省ウェブサイト・YouTube・Instagram・X への掲載。関係府省庁のウェブサイトとリンクすることも想定

- ② 農林水産省が実施する広報イベント等における放映
- ③ 関係業界団体が実施する鶏肉の消費拡大イベント等における放映
- ④ その他、(2)で提案するプロモーションを実施する媒体での放映・紹介

エ 啓発動画素材の企画・制作の期限について

受託者は、(2)のプロモーション期間をできるだけ確保するため、契約締結後、 2ヵ月以内に制作すること。著名人の起用等、2ヵ月以内のスケジュール調整が困 難な場合、食品安全政策課と協議して行うこと。

なお、制作した啓発用動画素材を、4 (1) ウ①~③で使用するため、制作完了後速やかに電子媒体で、食品安全政策課に納品すること。

オ 企画・制作上の留意事項等

- ① 受託者は、契約締結後、速やかに食品安全政策課と、企画について事前の打合せを実施すること。
- ② 受託者が企画した動画素材の内容については、農林水産省と協議を経て、最終的には農林水産省が決定する。
- ③ 動画素材には、「農林水産省」を表示すること。
- ④ 動画素材の終わりに、<u>「国産チキンの安全・健やか宣言」の取組みに誘導</u>すること。具体的には、URL(https://safe-table-statement.jp/)又はQRコードを表示し、事業者等による食品の安全性向上の取組の見える化を推進すること。

(2)企画・制作した広報動画のプロモーション業務

受託者は、(1)で企画・制作した啓発動画素材を用い、SNS 等を活用した効果的な 広報を実施すること。対象とする 20 代に訴求効果が高い媒体を採用する。

また、テレビ等での放映など追加で提案することも可とする。

なお、広報用として別途動画の制作・編集が必要な場合、媒体に応じて必要な対応 を行うこと。

広告掲載期間については、少なくとも、令和7年12月1日(月)から令和8年2月28日(土)までの3か月間とする。予算及びスケジュールの範囲内で、開始期日の前倒し、あるいは終了期日を延長することとする。

(3)事後調査・分析・報告書

広報効果を測定できるよう事後調査・分析を行い、リーチ数や再生回数総計など集計可能な実績値・分析結果を可能な限りで報告すること。また、接触者の属性等の分析結果についても可能な限り報告することが望ましい。

5 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

(1) 受託者は、事業の目的を達成するために、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が 生じた事項については、速やかに食品安全政策課監督職員(契約の適正な履行を確保 するため必要な監督をする職員をいう。以下同じ。)と協議の上処理すること。事業の 内容を変更する必要が生じたときは、食品安全政策課及び受託者が協議を行うものと する。

(2) 制作する動画、サムネイル等納品が必要な全ての成果物について、農林水産省の WEB アクセシビリティ及び JIS X 8341 3:2016 レベル AA に準拠したものを提出する こと。

6 事業実施結果の報告

受託者は、食品安全政策課に対し、定期的に事業の進捗状況、その時点での概要を報告すること。

また、「7事業実績報告書」と併せて、本事業の成果物として、企画・制作した啓発動画素材、4(3)の報告書を食品安全政策課に電子媒体(提出前に必ずウィルスチェックを実施すること)で提出すること。なお、提出期限の一週間前までに、食品安全政策課の確認を受け、必要な修正等を行うこと。

7 事業実績報告書

受託者は、本事業を終了したとき(本事業を中止したとき、又は廃止したときを含む。)は、事業実績報告書1部を食品安全政策課へ提出すること。

提出期限は、令和8年3月19日(木)とする。

8 その他

- (1) 受託者は、企画提案書のとおり本事業を実施すること。
- (2) 受託者は、本事業を再委託(再請負を含む。以下同じ。)する場合は、事前に再 委託する業務の範囲及び再委託先を食品安全政策課へ申請の上、農林水産省の承認 を得ること。
- (3) 著作権の譲渡等
 - 1. 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。また成果物は、農林水産省 Web サイトや農林水産省が運用する SNS 等に使用できることとする。期間については、契約期間内とする。
 - 2. 受託者は、農林水産省が成果物を活用する場合及び受託者が成果物を二次利用することについて農林水産省が認めた場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。それ以上の成果物の利用に当たっては、農林水産省及び受託者の協議の上、取り決めを行うこととする。
 - 3. 受託者は、本事業の成果について公表(取材等を受けメディアが取り上げるもの等を含む。)を行うにあたっては、食品安全政策課にあらかじめ承諾を得ること。 なお、その場合は本事業による成果である旨を明示すること。
 - 4. 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、現著作者等の著作権 及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負

担を含む一切の手続きを行うものとする。

5. この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の 紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰すときを除 き、受託者は自らの負担と責任において一切の処理を行うものとする。この場合に おいて、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な 範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(4) 個人情報等の扱い

- 1. 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項に規定する情報をいう。以下同じ。)の取扱い及び管理について、個人情報保護 法に関する法令の趣旨に従う。
- 2. 個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策講じる。
- 3. 本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)について、本事業の目的以外の使用及び当該情報(個人情報を含む。)の外部への漏えいを行ってはならない。
- (5) 本事業における人件費の算定等に当たっては、別紙1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知)によるものとする。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。共同事業体を構成する場合は、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとし、代表者及びその構成員は令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」「C」又は「D」等級に格付けされた競争参加資格を有している者であることが必要となる。また、代表者は企画競争参加表明書(共同事業体)を提出し、共同事業体として本企画競争に参加し、契約候補者に決定した場合は、共同事業体の業務分担及び実施体制等について明確にした結成・運営等に関する協定書(又はこれに準ずる書類)等を契約締結前までに作成する必要がある。

なお、共同事業体に参加する者は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

(7)情報セキュリティの確保

- ① 業務遂行に当たっては、別紙2の「情報セキュリティの確保に関する共通基本 仕様」のIV及びVを除く項目に記載の規定に準ずること。受託者は、本仕様に 記載の内容について懸念等がある場合、監督職員と協議を行うこと。
- ② 別紙2のXIで提出することとしている資料等については、XIでの規定によらず、入札後速やかに提出すること。また、Ⅲの1については、別紙3の「情報セキュリティ措置実施確認書」に整理の上、提出すること。Ⅲの2の(5)及びⅢの3の(3)については、別紙4の「データ抹消誓約書」及び別紙5の「データ等抹消報告書」に必要事項を記載の上、「データ抹消誓約書」は契約後事業開始前に、「データ等抹消報告書」は事業終了時に提出すること。
- (8) 環境負荷低減の取組に関する「クロスコンプライアンス」の実施

①主な環境関係法令の遵守

受託者は、以下の関連する環境関係法令のうち、業務遂行に当たり、該当する法令を遵守するものとする。

ア 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- · 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 等

イ 適正な防除

- ·農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- ・植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (昭和 35年法律第 145号) 等

ウ エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) 等
- エ 悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)
- ・悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) 等
- オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等

カ 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
- •水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- •湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
- ·水產資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- ·持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

キ 環境関係法令の遵守等

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進

等に関する法律(令和4年法律第37号)

- · 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- •環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- · 十地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号)
- · 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号) 等

②その他の事項

受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に、別紙6の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア〜オの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械 の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1)人件費とは委託事業に直接従事する者(以下「事業従事者」という。)の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

人件費= 時間単価^{※1} × 直接作業時間数^{※2}

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一 人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合(正職員が嘱託職員として雇用された等)
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員(以下、「管理者等」という。) が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員 直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ 計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間(残業・休日出勤等)を含めることはできない。ただし、当

該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間(残業・休日出勤等)を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記 によらず次の計算式により算定することができる

人件費= 日額単価 × 勤務日数

人件費= 給与月額 × 勤務月数(1月に満たない場合は、日割り 計算による。)

2. 受託単価による算定方法

委託先(地方公共団体を除く。以下同じ。)において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価(以下「受託単価」という。)の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

- 受託単価の構成要素を精査する際の留意点
 - ア 事業従事者の職階(課長級、係長級などに対応した単価)に対応しているか。
 - イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている 場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
 - ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書 及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重 複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

- ○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。
- ○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法(以下「時間単価計算」という。)により算定する。(円未満は切捨て)

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者(給与等を全額委託先で負担している者に限る。)及び嘱託職員の 人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

人件費時間単価=(年間総支給額+年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする(以下同じ。)。
- ・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手 当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面 で支給されているものは除外する(以下同じ。)。
- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料(厚生年金基金の掛金部分を 含む。)、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休 業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする(以下同じ。)。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする(以下同じ。)。
- ○出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価の算定方法

出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価=委託先が負担する(した)(年間総支給額+年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に 対する給与等が委託先以外(出向元等)から支給されているかどうか確認するとと もに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか 計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の(1)により算定する。ただし、やむを 得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、(2)により算定した時間単価を額の 確定時に適用する。

(1) 原則

人件費時間単価=(年間総支給額+年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

(2) 時間外に従事した場合

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間実総労働時間

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間=年間理論総労働時間+当該委託事業及び自主事業等における 時間外の従事時間数の合計

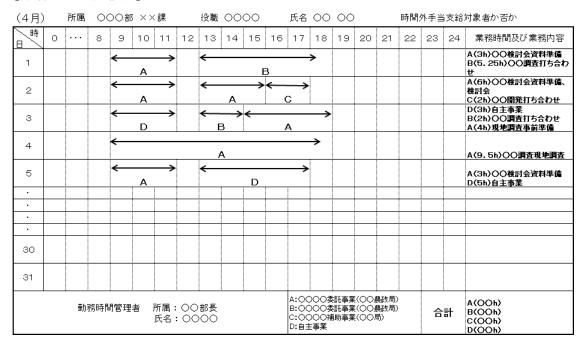
4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託 単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同 単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】



- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)。
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間 外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤(例:土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張

等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事 状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤 簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記 名する。

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託 事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る 委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合に は、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成 27 年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)等の説明を受けるとともに、本業務に係 る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

Ⅱ 応札者に関する情報の提供

1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属・専門性(保有資格、研修受講実績等)・実績(業務実績、経験年数等)及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報(〇〇国籍の者が△名(又は□%)等)を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいず れかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- (1)ISO/IEC27001 等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
- (2)プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
- (3)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」 を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ 各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

Ⅲ 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。
- (1)本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了 後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2)本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3)本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4)本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該 情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信 ・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5)農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6)本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると 認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7)本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
- 2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。
- (1)情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
 - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
 - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
 - ウ ログの取得・監視
 - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
 - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
 - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
 - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
 - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2)本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3)本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4)私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業 務に用いないこと。

- (5)本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却 又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。
- (1)本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。
- (2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
- (3)本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう 抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

Ⅳ 情報システムにおける情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。
- (1)本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)。
- (2)本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
- 2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。
- (1)情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。
 - ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務 の成果物に明記すること。
 - イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。
 - (ア)農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

- ービス不能攻撃を監視する機能
- (イ)不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ)端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ)農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ)端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ)サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ)ネットワークセグメント間の通信を監視する機能
- (2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい) 弱性への対策が実施されるよう、以下を含む 対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
 - イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実 装方針を定めること。
 - ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した 場合に修正が施されること。
 - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。
- (3) 開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等 が組み込まれていないことを確認すること。
 - イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入される ことを防ぐための対策を講ずること。
 - ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変 更が加えられないための管理体制を求めること。
- (4)要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、 情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成 果物に明記すること。
 - ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
 - イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップ の要件
 - ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件
- (5) 開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
 - ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離するとした場合に、分離を確実にするための要件

- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要 な通信要件
- ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般の ネットワーク構成に関する要件
- エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要 否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件
- 3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置 を適切に実施すること。
- (1)情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
 - ア 主体認証機能
 - イ アクセス制御機能
 - ウ 権限管理機能
 - エ 識別コード・主体認証情報の付与管理
 - オ ログの取得・管理
 - 力 暗号化機能 電子署名機能
 - キ 暗号化・電子署名に係る管理
 - ク 監視機能
 - ケ ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性等対策
 - コ 不正プログラム対策
 - サ サービス不能攻撃対策
 - シ 標的型攻撃対策
 - ス 動的なアクセス制御
 - セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ
 - ソ 政府ドメイン名(go,jp)の使用
 - タ 不正なウェブサイトへの誘導防止
 - チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知
- (2) 監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。 また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの 再暗号化のための機能を設けること。

(3)情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

- (4)情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
 - ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
 - イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
 - ウ 試験の実施記録の作成・保存
- (5)情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
 - ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を 防止するための管理
 - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
 - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われている ことを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並 びにこれに基づいたレビューの実施
 - エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止
- (6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が 定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることがないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む 措置を適切に実施すること。
- (1)情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切 に実施すること。
 - ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
 - イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
 - ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
 - エ 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュ リティ対策
 - オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
 - カ「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2024 年 5 月 31 日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
 - キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージ

ョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

- (2)情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
 - ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
 - イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
 - ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の 対処方法の確立
- (3)情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、 適切に監視運用すること。
 - ア 監視するイベントの種類や重要度
 - イ 監視体制
 - ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段
 - エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
 - オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- (4) 情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的 に見直しを行うこと。
- (5) 情報システムにおいて定期的に脆(ぜい)弱性対策の状況を確認すること。
- (6)情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に 報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- (7)要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。
 - ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取 得及びバックアップ要件の確認による見直し
 - イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し
- (8)ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- (9) 不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。
- 5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

(2)情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

- ▼ 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウド サービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、 業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。
 - 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用 性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。
 - (1)業務委託サービス中断時の復旧要件
 - (2)業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法
 - 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
 - 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
 - 4 ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
 - 5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
 - 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
 - 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
 - 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、II の2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
 - 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
 - 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
 - 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
 - 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法 等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順に より情報を取り扱うこと。

VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

1 サービス条件

- (1)クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2) クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3) クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4)本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5)クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者 (契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林 水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性 のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関 する情報を記載した資料を提出すること。
- (6)ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に 関する情報が開示されていること。
- (7)原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8) ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。
- 2 クラウドサービスのセキュリティ要件
- (1)クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求 事項を満たすこと。
 - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
 - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
 - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
 - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェア のクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
 - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、 その機能を確認していること。

- キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類 の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサービス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。
- ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。
- ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の 要求事項を満たすこと。
- (2) クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コードの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理
 - イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス 利用者に対する、強固な認証技術による認証
 - ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省 の要求事項を満たすための措置の実施
- (3) クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセ ス制御
 - イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずに クラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切な セキュリティ対策
- (4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制
 - イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合 の利用者の制限
- (5) クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がな されていないことの検証を行うために必要なログの管理
- (6) クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施
 - イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等 の関連する規則の確認
 - ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

- エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイク ルにおける適切な管理
- (7) クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策
 - イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とそ の活用
 - ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とそ の活用
 - エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策
- (8) クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。 ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視
 - イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測
 - ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法
 - エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視
- (9) クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。
- (10) クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。
- 3 クラウドサービスを利用した情報システム クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。
- (1)導入・構築時の対策
 - ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア)クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順
 - (イ)クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順
 - イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア)クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理
 - (イ)クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項
 - (ウ)クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制
 - ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

(2)運用・保守時の対策

- ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。
- (ア)クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認
- (イ)クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理
- イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。
- (ア)管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確 実な記録
- (イ)クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し
- ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆(ぜい)弱性対策を実施すること。
- エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。
- (ア)クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合 の利用者の制限
- (イ)クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策
- (ウ)クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施
- オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。
- (ア)クラウドサービスの不正利用の監視
- (イ)クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視
- カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュ リティ対策を実施すること。
- (ア)不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施
- (イ)要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る 定期的な訓練の実施
- (ウ)クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順 の確認
- キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施
- (3)更改・廃棄時の対策
 - ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

Ⅲ Web システム/Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム/Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

Ⅲ 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう 適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施 状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。 また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除 できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認 できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該 認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れ ていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
- (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験

の実施手順及び結果)

(2)機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

区 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記 II の1、II の2、IIIの1及びIVの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託 先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を 定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほ か、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査 を受け入れるものとすること。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策 の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

上記 II の1、II の2、III の1、IV の1、V の6、V の7、V の8、VI の1(5)、VI の1(6)、VI の1(8)、VI の1及びVIII の6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあっては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記 II、II、IV、VV、VI、VII、VII、VII及びXに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

項目		見出し		要件	備考	必須可否
1 認証・認可	1.1	ユーザー認証	1.1.1	特定のユーザーや管理者のみに表示・実行を許可すべき画面や機能、APIでは、ユーザー認証を実施すること	特定のユーザーや管理者のみにアクセスを許可したいWebシステムでは、ユーザー認証を行う必要があります。また、ユーザー認証が成功した後にはアクセス権限を確認する必要があります。そのため、認証済みユーザーのみがアクセス可能な箇所を明示しておくことが望ましいでしょう。リスクベース認証や二要素認証など認証をより強固にする仕組みもあります。不特定多数がアクセスする必要がない場合には、IPアドレスなどによるアクセス制限も効果があります。 OpenIDなどIdP(ID Provider)を利用する場合には信頼できるプロバイダであるかを確認する必要があります。IdPを使った認証・認可を行う場合も他の認証・認可に関する要件を満たすものを利用することが望ましいです。	必須
			1.1.2	上記画面や機能に含まれる画像やファイルなどの個別のコンテンツ(非 公開にすべきデータは直接URLで指定できる公開ディレクトリに配置し ない)では、ユーザー認証を実施すること		必須
			1.1.3	多要素認証を実施すること	多要素認証(Multi Factor Authentication: MFA)とは、例えばパスワードによる認証に加え、TOTP (Time-Based One-Time Password:時間ベースのワンタイムパスワード)やデジタル証明書など二つ以上の要素を利用した認証方式です。手法については NIST Special Publication 800-63B などを参照してください。	推奨
	1.2	ユーザーの再認証	1.2.1	個人情報や機微情報を表示するページに遷移する際には、再認証を実施 すること	ユーザー認証はセッションにおいて最初の一度だけ実施するのではなく、 重要な情報や機能へアクセスする際には再認証を行うことが望ましいで しょう。	推奨
			1.2.2	パスワード変更や決済処理などの重要な機能を実行する際には、再認証 を実施すること		推奨
	1.3	パスワード	1.3.1	ユーザー自身が設定するパスワード文字列は最低 8文字以上であること	認証を必要とするWebシステムの多くは、パスワードを本人確認の手段として認証処理を行います。そのためパスワードを盗聴や盗難などから守ることが重要になります。	必須
			1.3.2	登録可能なパスワード文字列の最大文字数は64文字以上であること	パスワードを処理する関数の中には最大文字数が少ないものもあるので注 意する必要があります。	必須
			1.3.3	パスワード文字列として使用可能な文字種は制限しないこと	任意の大小英字、数字、記号、空白、Unicode文字など任意の文字が利用 可能である必要があります。	必須
			1.3.4	パスワード文字列の入力フォームはinput type="password"で指定する こと	基本的にinputタグのtype属性には「password」を指定しますが、パスワードを一時的に表示する可視化機能を実装する場合にはこの限りではありません。	必須
			1.3.5	ユーザーが入力したバスワード文字列を次画面以降で表示しないこと (hiddenフィールドなどのHTMLソース内やメールも含む)		必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		1.3.6 パスワードを保存する際には、平文で保存せず、Webアプリケーションフレームワークなどが提供するハッシュ化とsaltを使用して保存する関数を使用すること	関数が存在しない場合にはパスワードは「パスワード文字列+salt(ユーザー毎に異なるランダムな文字列)」をハッシュ化したものとsaltのみを保存する必要があります。(saltは20文字以上であることが望ましい)パスワード文字列のハッシュ化をさらに安全にする手法としてストレッチングがあります。	必須
		 1.3.7 ユーザー自身がパスワードを変更できる機能を用意すること 1.3.8 パスワードはユーザー自身に設定させること システムが仮パスワードを発行する場合はランダムな文字列を設定し、 安全な経路でユーザーに通知すること 		必須 推奨
		1.3.9 パスワードの入力欄でペースト機能を禁止しないこと	長いパスワードをユーザーが利用出来るようにするためにペースト機能を 禁止しないようにする必要があります。	推奨
		1.3.10 パスワード強度チェッカーを実装すること	使用する文字種や文字数を確認し、ユーザー自身にパスワードの強度を示せるようにします。またユーザーIDと同じ文字列や漏洩したパスワードなどのリストとの突合を行う必要があります。手法については NIST Special Publication 800-63B などを参照してください。	
	1.4 アカウントロック機能について	1.4.1 認証時に無効なパスワードで10回試行があった場合、最低30分間はユーザーがロックアウトされた状態にすること	バスワードに対する総当たり攻撃や辞書攻撃などから守るためには、試行 速度を遅らせるアカウントロック機能の実装が有効な手段になります。ア カウントロックの試行回数、ロックアウト時間については、サービスの内 容に応じて調整することが必要になります。	必須
		1.4.2 ロックアウトは自動解除を基本とし、手動での解除は管理者のみ実施可能とすること		推奨
	1.5 パスワードリセット機能について		連絡先については、事前に受け取り確認をしておくことでより安全性を高めることができます。 使用されたワンタイムトークンは破棄し、有効期限を12時間以内とし必要最低限に設定してください。	必須
		1.5.2 パスワードはユーザー自身に再設定させること		必須
	1.6 アクセス制御について	1.6.1 Web ページや機能、データをアクセス制御(認可制御)する際には認証情報・状態を元に権限があるかどうかを判別すること	認証により何らかの制限を行う場合には、利用しようとしている情報や機能へのアクセス(読み込み・書き込み・実行など)権限を確認することでアクセス制御を行うことが必要になります。 画像やファイルなどのコンテンツ、APIなどの機能に対しても、全で個別にアクセス権限を設定、確認する必要があります。 これらはアクセス権限の一覧表に基づいて行います。 CDNなどを利用してコンテンツを配置するなどアクセス制御を行うことが困難な場合、予測が困難なURLを利用することでアクセスされにくくする方法もあります。	必須

項目		見出し		要件	備考	必須可否
			1.6.2	公開ディレクトリには公開を前提としたファイルのみ配置すること	公開ディレクトリに配置したファイルは、URLを直接指定することでアクセスされる可能性があります。そのため、機微情報や設定ファイルなどの公開する必要がないファイルは、公開ディレクトリ以外に配置する必要があります。	心 須
	1.7	アカウントの無効化機能について	1.7.1	管理者がアカウントの有効・無効を設定できること	不正にアカウントを利用されていた場合に、アカウントを無効化すること で被害を軽減することができます。	推奨
2 セッション 管理	2.1	セッションの破棄について	2.1.1	認証済みのセッションが一定時間以上アイドル状態にあるときはセッションタイムアウトとし、サーバー側のセッションを破棄しログアウトすること	認証を必要とするWebシステムの多くは、認証状態の管理にセッションIDを使ったセッション管理を行います。認証済みの状態にあるセッションを不正に利用されないためには、使われなくなったセッションを破棄する必要があります。セッションタイムアウトの時間については、サービスの内容やユーザー利便性に応じて設定することが必要になります。また、NIST Special Publication 800-63B などを参照してください。	心 須
			2.1.2	ログアウト機能を用意し、ログアウト実行時にはサーバー側のセッションを破棄すること	ログアウト機能の実行後にその成否をユーザーが確認できることが望ましい。	必須
	2.2	セッションIDについて	2.2.1	Webアプリケーションフレームワークなどが提供するセッション管理機能を使用すること	セッションIDを用いて認証状態を管理する場合、セッションIDの盗聴や推測、攻撃者が指定したセッションIDを使用させられる攻撃などから守る必要があります。 また、セッションIDは原則としてcookieにのみ格納すべきです。	
			2.2.2	セッションIDは認証成功後に発行すること 認証前にセッションIDを発行する場合は、認証成功直後に新たなセッ ションIDを発行すること		必須
			2.2.3	ログイン前に機微情報をセッションに格納する時点でセッションIDを発行または再生成すること		必須
			2.2.4	認証済みユーザーの特定はセッションに格納した情報を元に行うこと		必須
	2.3	CSRF (クロスサイトリクエストフォージェリー) 対策の実施について	2.3.1	ユーザーにとって重要な処理を行う箇所では、ユーザー本人の意図した リクエストであることを確認できるようにすること	正規ユーザー以外の意図により操作されては困る処理を行う箇所では、フォーム生成の際に他者が推測困難なランダムな値(トークン)をhiddenフィールドやcookie以外のヘッダーフィールド(X-CSRF-TOKENなど)に埋め込み、リクエストをPOSTメソッドで送信します。フォームデータを処理する際にトークンが正しいことを確認することで、正規ユーザーの意図したリクエストであることを確認することができます。また、別の方法としてバスワード再入力による再認証を求める方法もあります。cookieのSameSite属性を適切に使うことによって、CSRFのリスクを低減する効果があります。SameSite属性は一部の状況においては効果がないこともあるため、トークンによる確認が推奨されます。	必須
3 入力処理	3.1	パラメーターについて	3.1.1	URLにユーザーID やパスワードなどの機微情報を格納しないこと	URLは、リファラー情報などにより外部に漏えいする可能性があります。 そのため URLには秘密にすべき情報は格納しないようにする必要があります。	必須

項目	見出し			要件	備考	必須可否
			3.1.2	パラメーター(クエリーストリング、エンティティボディ、cookieなどクライアントから受け渡される値)にパス名を含めないこと	ファイル操作を行う機能などにおいて、URL バラメーターやフォームで指定した値でバス名を指定できるようにした場合、想定していないファイルにアクセスされてしまうなどの不正な操作を実行されてしまう可能性があります。	必須
			3.1.3	パラメーター要件に基づいて、入力値の文字種や文字列長の検証を行う こと	各パラメーターは、機能要件に基づいて文字種・文字列長・形式を定義する必要があります。入力値に想定している文字種や文字列長以外の値の入力を許してしまう場合、不正な操作を実行されてしまう可能性があります。サーバー側でパラメーターを受け取る場合、クライアント側での入力値検証の有無に関わらず、入力値の検証はサーバー側で実施する必要があります。	
	3.2	2 ファイルアップロードについて	3.2.1	入力値としてファイルを受け付ける場合には、拡張子やファイルフォーマットなどの検証を行うこと	ファイルのアップロード機能を利用した不正な実行を防ぐ必要があります。 画像ファイルを扱う場合には、ヘッダー領域を不正に加工したファイルにも注意が必要です。	必須
			3.2.2	アップロード可能なファイルサイズを制限すること	圧縮ファイルを展開する場合には、解凍後のファイルサイズや、ファイル パスやシンボリックリンクを含む場合のファイルの上書きにも注意が必要です。	
	3.3	XMLを使用する際の処理について	3.3.1	XMLを読み込む際は、外部参照を無効にすること	手法についてはXML External Entity Prevention Cheat Sheetなどを参照してください。 https://cheatsheetseries.owasp.org/cheatsheets/XML_External_Entity_Prevention_Cheat_Sheet.html	必須
	3.4	デシリアライズについて	3.4.1	信頼できないデータ供給元からのシリアライズされたオブジェクトを受け入れないこと	デシリアライズする場合は、シリアライズしたオブジェクトにデジタル署 名などを付与し、信頼できる供給元が発行したデータであるかを検証して ください。	
	3.5	外部リソースへのリクエスト送信について	3.5.1	他システムに接続や通信を行う場合は、外部からの入力によって接続先 を動的に決定しないこと	外部から不正なURLやIPアドレスなどが挿入されると、SSRF(Server-Side Request Forgery)の脆弱性になる可能性があります。外部からの入力によって接続先を指定せざるを得ない場合は、ホワイトリストを基に入力値の検証を実施するとともに、アプリケーションレイヤーだけではなくネットワークレイヤーでのアクセス制御も併用する必要があります。	JE X
4 出力処理	4.1	HTMLを生成する際の処理について	4.1.1	HTMLとして特殊な意味を持つ文字(< > "'&)を文字参照によりエスケープすること	外部からの入力により不正なHTMLタグなどが挿入されてしまう可能性があります。「<」→「<:」や「&」→「&:」、「"」→「":」のようにエスケープを行う必要があります。スクリプトによりクライアント側でHTMLを生成する場合も、同等の処理が必要です。実装の際にはこれらを自動的に実行するフレームワークやライブラリを使用することが望ましいでしょう。また、その他にもスクリプトの埋め込みの原因となるものを作らないようにする必要があります。 XMLを生成する場合も同様にエスケープが必要です。	必須
			4.1.2	外部から入力したURLを出力するときは「http://」または「https://」 で始まるもののみを許可すること		必須

項目		見出し		要件	備考	必須可否
			4.1.3	<pre><script></script>要素の内容やイベントハンドラ (onmouseover="" など) を動的に生成しないようにすること</pre>	<script></script> 要素の内容やイベントハンドラは原則として動的に 生成しないようにすべきですが、jQueryなどのAjaxライブラリを使用する 際はその限りではありません。ライブラリについては、アップデート状況 などを調べて信頼できるものを選択するようにしましょう。	
			4.1.4	任意のスタイルシートを外部サイトから取り込めないようにすること		必須
			4.1.5	HTMLタグの属性値を「"」で囲うこと	HTMLタグ中のname="value"で記される値(value)にユーザーの入力値を使う場合、「"」で囲わない場合、不正な属性値を追加されてしまう可能性があります。	必須
			4.1.6	CSSを動的に生成しないこと	外部からの入力により不正なCSSが挿入されると、ブラウザに表示される 画面が変更されたり、スクリプトが埋め込まれる可能性があります。	必須
	4.2	JSONを生成する際の処理について	4.2.1	文字列連結でJSON文字列を生成せず、適切なライブラリを用いてオブ ジェクトをJSONに変換すること	適切なライブラリがない場合は、JSONとして特殊な意味を持つ文字("¥.:{}[])をUnicodeエスケープする必要があります。	必須
	4.3	HTTPレスポンスヘッダーについて	4.3.1	HTTPレスポンスヘッダーのContent-Typeを適切に指定すること	一部のブラウザではコンテンツの文字コードやメディアタイプを誤認識させることで不正な操作が行える可能性があります。これを防ぐためには、HTTPレスポンスヘッダーを「Content-Type: text/html; charset=utf-8」のように、コンテンツの内容に応じたメディアタイプと文字コードを指定する必要があります。	必須
			4.3.2	HTTPレスポンスヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	HTTPへッダーフィールドの生成時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、改行コードを入力することで不正なHTTPへッダーやコンテンツを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、HTTPへッダーフィールドを生成する専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	必須
	4.4	その他の出力処理について	4.4.1	SQL文を組み立てる際に静的プレースホルダを使用すること	SQL文の組み立て時に不正なSQL文を挿入されることで、SQLインジェクションを実行されてしまう可能性があります。これを防ぐためにはSQL文を動的に生成せず、プレースホルダを使用してSQL文を組み立てるようにする必要があります。 静的プレースホルダとは、JIS/ISOの規格で「準備された文(Prepared Statement)」と規定されているものです。	必須
			4.4.2	プログラム上でOSコマンドやアプリケーションなどのコマンド、シェル、eval()などによるコマンドの実行を呼び出して使用しないこと	コマンド実行時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、外部から任意 のコマンドを実行されてしまう可能性があります。コマンドを呼び出して 使用しないことが望ましいでしょう。	
			4.4.3	リダイレクタを使用する場合には特定のURLのみに遷移できるようにすること	リダイレクタのパラメーターに任意のURLを指定できる場合(オープンリダイレクタ)、攻撃者が指定した悪意のあるURLなどに遷移させられる可能性があります。	必須
			4.4.4	メールヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにする こと	メールの送信処理にユーザーが指定した値を挿入できる場合、不正なコマンドなどを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、不正な改行コードを使用できないメール送信専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	

項目		見出し		要件	備考	必須可否
			4.4.5	サーバ側のテンプレートエンジンを使用する際に、テンプレートの変更や作成に外部から受け渡される値を使用しないこと	サーバ側のテンプレートエンジンを使用してテンプレートを組み立てる際に不正なテンプレートの構文を挿入されることで、任意のコードを実行される可能性があります。 外部から渡される値をテンプレートの組み立てに使用せず、レンダリングを行う際のデータとして使用する必要があります。 また、レンダリング時にはクロスサイトスクリプティングの脆弱性が存在しないか確認してください。	必須
5 HTTPS	5.1	HTTPSについて	5.1.1	Webサイトを全てHTTPSで保護すること	適切にHTTPSを使うことで通信の盗聴・改ざん・なりすましから情報を 守ることができます。次のような重要な情報を扱う画面や機能では HTTPSで通信を行う必要があります。 ・入力フォームのある画面 ・入力フォームデータの送信先 ・重要情報が記載されている画面 ・セッションIDを送受信する画面 HTTPSの画面内で読み込む画像やスクリプトなどのコンテンツについて もHTTPSで保護する必要があります。	必須
			5.1.2	サーバー証明書はアクセス時に警告が出ないものを使用すること	HTTPSで提供されているWebサイトにアクセスした場合、Webブラウザから何らかの警告がでるということは、適切にHTTPSが運用されておらず盗聴・改ざん・なりすましから守られていません。適切なサーバー証明書を使用する必要があります。	必須
			5.1.3	TLS1.2以上のみを使用すること	SSL2.0/3.0、TLS1.0/1.1には脆弱性があるため、無効化する必要があります。使用する暗号スイートは、7.2.1を参照してください。	必須
			5.1.4	レスポンスヘッダーにStrict-Transport-Securityを指定すること	Hypertext Strict Transport Security(HSTS)を指定すると、ブラウザが HTTPSでアクセスするよう強制できます。	必須
6 cookie	6.1	cookieの属性について	6.1.1	Secure属性を付けること	Secure属性を付けることで、http://でのアクセスの際にはcookieを送出しないようにできます。特に認証状態に紐付けられたセッションIDを格納する場合には、Secure属性を付けることが必要です。	必須
			6.1.2	HttpOnly属性を付けること	HttpOnly属性を付けることで、クライアント側のスクリプトからcookie へのアクセスを制限することができます。	必須
			6.1.3	Domain属性を指定しないこと	セッションフィクセイションなどの攻撃に悪用されることがあるため、 Domain属性は特に必要がない限り指定しないことが望ましいでしょう。	推奨
7 その他	7.1	エラーメッセージについて	7.1.1	エラーメッセージに詳細な内容を表示しないこと	ミドルウェアやデータベースのシステムが出力するエラーには、攻撃のヒントになる情報が含まれているため、エラーメッセージの詳細な内容はエラーログなどに出力するべきです。	

項目		見出し		備考	必須可否	
	7.2	暗号アルゴリズムについて	7.2.1		広く使われているハッシュ関数、疑似乱数生成系、暗号アルゴリズムの中には安全でないものもあります。安全なものを使用するためには、『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)』や『TLS暗号設定ガイドライン』に記載されたものを使用する必要があります。	
	7.3	乱数について	7.3.1	鍵や秘密情報などに使用する乱数的性質を持つ値を必要とする場合に は、暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用すること	鍵や秘密情報に予測可能な乱数を用いると、過去に生成した乱数値から生成する乱数値が予測される可能性があるため、ハッシュ関数などを用いて生成された暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用する必要があります。	() () () ()
	7.4	基盤ソフトウェアについて	7.4.1	基盤ソフトウェアはアプリケーションの稼働年限以上のものを選定する こと	脆弱性が発見された場合、修正プログラムを適用しないと悪用される可能性があります。そのため、言語やミドルウェア、ソフトウェアの部品などの基盤ソフトウェアは稼働期間またはサポート期間がアプリケーションの稼働期間以上のものを利用する必要があります。もしアプリケーションの稼働期間中に基盤ソフトウェアの保守期間が終了した場合、危険な脆弱性が残されたままになる可能性があります。	必須
			7.4.2	既知の脆弱性のないOSやミドルウェア、ライブラリやフレームワーク、 パッケージなどのコンポーネントを使用すること	利用コンポーネントにOSSが含まれる場合は、SCA(ソフトウェアコンポジション解析)ツールを導入し、依存関係を包括的かつ正確に把握して対策が行えることが望ましいでしょう。	
	7.5	ログの記録について	7.5.1	重要な処理が行われたらログを記録すること	ログは、情報漏えいや不正アクセスなどが発生した際の検知や調査に役立 つ可能性があります。認証やアカウント情報の変更などの重要な処理が実 行された場合には、その処理の内容やクライアントのIPアドレスなどをロ グとして記録することが望ましいでしょう。ログに機微情報が含まれる場 合にはログ自体の取り扱いにも注意が必要になります。	必須
	7.6	ユーザーへの通知について	7.6.1	重要な処理が行われたらユーザーに通知すること	重要な処理 (バスワードの変更など、ユーザーにとって重要で取り消しが 困難な処理) が行われたことをユーザーに通知することによって異常を早 期に発見できる可能性があります。	
	7.7	Access-Control-Allow-Originヘッダーについて	7.7.1	Access-Control-Allow-Originヘッダーを指定する場合は、動的に生成せず固定値を使用すること	クロスオリジンでXMLHttpRequest (XHR)を使う場合のみこのヘッダーが必要です。不要な場合は指定する必要はありませんし、指定する場合も特定のオリジンのみを指定する事が望ましいです。	必須
	7.8	クリックジャッキング対策について	7.8.1	レスポンスヘッダーにX-Frame-OptionsとContent-Security-Policyヘッダーのframe-ancestors ディレクティブを指定すること	クリックジャッキング攻撃に悪用されることがあるため、X-Frame-OptionsヘッダーフィールドにDENYまたはSAMEORIGINを指定する必要があります。 Content-Security-Policyヘッダーフィールドに frame-ancestors 'none' または 'self' を指定する必要があります。 X-Frame-Options ヘッダーは主要ブラウザーでサポートされていますが標準化されていません。CSP レベル 2 仕様で frame-ancestors ディレクティブが策定され、X-Frame-Options は非推奨とされました。	必須

項目		見出し		要件	備考	必須可否
	7.9	キャッシュ制御について	7.9.1	個人情報や機微情報を表示するページがキャッシュされないよう Cache-Control: no-store を指定すること	個人情報や機密情報が含まれたページはCDNやロードバランサー、ブラウザなどのキャッシュに残ってしまうことで、権限のないユーザーが閲覧してしまう可能性があるためキャッシュ制御を適切に行う必要があります。	必須
	7.10	ブラウザのセキュリティ設定について	7.10.1	ユーザーに対して、ブラウザのセキュリティ設定の変更をさせるような 指示をしないこと	ユーザーのWebプラウザのセキュリティ設定などを変更した場合や、認証 局の証明書をインストールさせる操作は、他のサイトにも影響します。	必須
	7.11	ブラウザのセキュリティ警告について	7.11.1	ユーザーに対して、ブラウザの出すセキュリティ警告を無視させるよう な指示をしないこと	プラウザの出す警告を通常利用においても無視させるよう指示をしている と、悪意のあるサイトで同様の指示をされた場合もそのような操作をして しまう可能性が高まります。	
	7.12	WebSocketについて	7.12.1	Originヘッダーの値が正しいリクエスト送信元であることが確認できた場合にのみ処理を実施すること	WebSocketにはSOP (Same Origin Policy)という仕組みが存在しないため、Cross-Site WebSocket Hijacking(CSWSH)対策のためにOriginヘッダーを確認する必要があります。	必須
	7.13	HTMLについて	7.13.1	html開始タグの前に html を宣言すること	DOCTYPEで文書タイプをHTMLと明示的に宣言することでCSSなど別フォーマットとして解釈されることを防ぎます。	必須
			7.13.2	CSSファイルやJavaScriptファイルをlinkタグで指定する場合は、絶対パスを使用すること	linkタグを使用してCSSファイルやJavaScriptファイルを相対パス指定した場合にRPO (Relative Path Overwrite) が起きる可能性があります。	必須
8 提出物	8.1	提出物について	8.1.1	サイトマップを用意すること	認証や再認証、CSRF対策が必要な箇所、アクセス制御が必要なデータを 明確にするためには、Webサイト全体の構成を把握し、扱うデータを把握 する必要があります。そのためには上記の資料を用意することが望ましい でしょう。	必須
			8.1.2	画面遷移図を用意すること		必須
			8.1.3	アクセス権限一覧表を用意すること	誰にどの機能の利用を許可するかまとめた一覧表を作成することが望ましいでしょう。	必須
			8.1.4	コンポーネント一覧を用意すること	依存しているライブラリやフレームワーク、バッケージなどのコンポーネントに脆弱性が存在する場合がありますので、依存しているコンポーネントを把握しておく必要があります。	
			8.1.5	上記のセキュリティ要件についてテストした結果報告書を用意すること	自社で脆弱性診断を実施する場合には「脆弱性診断士スキルマッププロジェクト」が公開している「Webアプリケーション脆弱性診断ガイドライン」などを参照してください。	推奨

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 御中

(受託者名)

情報セキュリティ措置実施確認書

下記調達に関して情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様のⅢの1に基づき、当 社の情報セキュリティ措置の実施について以下のとおり回答させていただきます。

調達件名:令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)

NT	チェック事項		す事項の
No			講じる
1	本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、	はい	いいえ
	契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及		
	び本業務以外の目的で利用しないこと。		
2	本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有	はい	いいえ
	効な守秘義務契約を締結すること。		
3	本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機	はい	いいえ
	密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫し		
	た品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証		
	体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管		
	理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等		
	を提出すること。)。		
4	本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるな	はい	いいえ
	どの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林		
	水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体		
	制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担		
	当部署から要求された場合には提出するなど)を整備してい		
	ること。		

No	チェック事項	チェック事項の		
No) エック 事 項	対策を講じる		
5	本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情	はい	いいえ	
	報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)			
	を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送			
	信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこ			
	と。			
6	本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に	はい	いいえ	
	報告すること。			
7	農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した	はい	いいえ	
	場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による			
	立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ			
	基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に			
	基づく監査等を含む。以下同じ。) を受け入れること。ま			
	た、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施			
	した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。			
8	本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可	はい	いいえ	
	用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベル			
	の保証を行うこと。			
9	本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキ	はい	いいえ	
	ュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、			
	速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出す			
	ること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害			
	の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、			
	これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。			
10	情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と	はい	いいえ	
	協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、			
	適切に対処すること。			

データ等抹消誓約書

(令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業

(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査 事業))

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 宛

受託者名 代表者名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)において取り扱うデータ等については、(受託者名)で定める情報セキュリティ規程及び文書管理規定に従い、適切に管理した後、抹消いたします。

以上

データ等抹消報告書

(令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業

(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査 事業))

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 宛

受託者名 代表者名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、(受託者名)で定める情報セキュリティ規程及び文書管理規定に従い、適切に管理した後、下記のとおり、当該事業において取り扱ったデータ等情報一式を抹消しましたので、報告します。

記

- 1 情報一式の収集期間令和 年 月 日~令和 年 月 日
- 2 抹消日令和 年 月 日
- 3 情報一式の抹消方法 ※データ消去装置を利用した場合はソフト名も記載

以上

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア~オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施し た/努 めた	左記 非該 当				
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検 討する(もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携 する)。						
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に 実施している。						
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して(農薬の使用基準等を遵守して)作られたものを調達することに努めている。						
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを 調達することに努めている。						
・その他 ()						
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、 その他の取組も行っていない場合は、その理由						
(() () () () () () () () () ()				

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

	実施し	左記
具体的な事項	た/努	非該
	めた	当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーに		
ついて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料		
金の記録に努めている。		

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要 な照明の消灯やエンジン停止に努めている。		
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準 となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない 等、適切な温度管理に努めている。		
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。		
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。		
・その他 ()		
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「z その他の取組も行っていない場合は、その理由 (当」)、
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努	める。	
具体的な事項	実施し た/努 めた	左記 非該 当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備(食品残さの処理や堆 肥製造等)を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定 期的に点検を行う。		
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄など に努めている。		
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的 に清掃を行うことに努めている。		
その他()		
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由 (左記非該)
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努め	3 。	
具体的な事項	実施し た/努 めた	左記 非該 当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙 などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。		

	T	1
・資源のリサイクルに努めている(リサイクル事業者に委託することも可)。		
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令 に従って適切に実施している。		
・その他(
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由 (左記非該)
オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を抗の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。	吸う場合は	は、機械
具体的な事項	実施し た/努 めた	左記 非該 当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 -民間事業者・自治体等編-」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。		
事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、 もしくは、策定を検討する。		
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行ってい る、もしくは、実施を検討する。		
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニ ュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するよう に努めている。		
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、 定期的な点検や補修などに努めている。		
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、 安全に作業を行えるスペースを確保する。		
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。		
·その他 ()		

・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由 (

)

委 託 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)須田 亙(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)須田 亙(以下「甲」という。)と■■共同事業体(以下「乙」という。)の構成員を代表する

法人□□□□代表●●は、令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業) (以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

- 第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する ものとする。
 - (1)委託事業名

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと 連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)

(2)委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり

(3)履行期限

令和8年3月19日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施 しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、 金 円(うち消費税及び地方消費税の額○○円)を超えない範囲内で乙 に支払うものとする。
 - (注) 「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。
- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又 は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定

及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け 負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ再委託 承認申請書(別紙様式第2号)に必要事項を記載して甲の承認を得なければなら ない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委 託の金額の割合(以下「再委託比率」という。)が50パーセント以内の業務とす る。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名 称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載 した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。

- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の 承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請 負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は 再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2 項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変 更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変 更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(再委託の制限の例外)

- 第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。
 - (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
 - (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となって いる場合
 - (3)会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての 再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

(監督)

- 第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要がある と認めたときは、甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。)に 監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲(監督職員を含む。)から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出 を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを 含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第3号) を甲に提出するものとする。

(検査)

- 第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に 違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求める ことができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了し た旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合する ものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

- 第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合する と認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に 規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書(別紙様式第4号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書(別紙様式第3号)の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第4号)を甲 に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日 以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

- 第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第5号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第6号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における20パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、 及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金と して契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の 債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第 7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合 に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、 速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により

契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条 の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定に よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項 又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った とき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第 1項の規定の適用があるとき。
- (2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又 は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の 首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、入札(又は見積)心得第3条(公正な入札(又は見積)の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き。
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与 しているとき。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している とき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明 し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再受託者等(再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

- 第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者 (再受託者等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象 者(再受託者等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を 解除することができる。

(損害賠償)

- 第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当 介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これ を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察 への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

- 第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権(著作権法 (昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、著作物 の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行 使しないものとする。
- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及 び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担 を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利 用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しな

いように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の 上、その利用の取り決めをするものとする。

4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の 紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は 自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛 争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ね る等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

- 第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物 に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が 利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとす る。
- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、 当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、 こはこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

- 第28条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。
- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都 度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と 十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

- 第29条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかか わらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

- 第31条 乙及びこの委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第34条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第35条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第31条から第34条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、 解決するものとする。 上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 亙

受託者(乙) 住 所 氏 名

(注) 電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ事業実施期間

契約締結日~令和8年3月19日

- 工 担当者
- オ 報告の方法 仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区分	予 算 額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

支出の部

区分	予 算 額	備考
計		

(注) 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費(再委託費を除く)の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。なお、確定額については、予算額又は実支出額のいずれか低い額とする

備品(原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもののうち取得価格が50,000円以上の物品)の購入は認めない。

3 再委託先等

氏名又は名称	住	所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

4 構成員の事業計画

ア担当事業名	イの構成員名	ウ 構成員の事業内容	
	住所		
	名称	委託限度額: 円]
	住所		
	名称	委託限度額: 円]
	住所		
	名称	委託限度額: 円]

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第2号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中 毒対策推進のための調査事業)再委託承認申請書

> 番 号 年 月 日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の 取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、下記のとおり再委託 したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託金額
- 5 個人情報の取扱いに関する事項
- 6 その他必要な事項
- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額(限度額を含む。)を特定できない事情がある場合には、その 理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額(限度額を含む。)を変更する 場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中 毒対策推進のための調査事業) 実績報告書

> 番 뭉 年 月 日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取 組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、下記のとおり、事業 を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
 - ア 事業内容
 - イ 事業実施期間
 - ウ担当者
 - エ 事業の成果(又はその概略)
 - オ事業成果報告書の配付実績等
- 2 収支精算

収入の部

区分	精算額 予算額 -	比 較 増 減		備考	
区分	用 异 似	相异做 1 [°] 异做 増		減	加 45
国庫委託費					うち消費税及び地方消費 税の額○○円
計					24 120 314

支出の部

	区 分	精算額	精算額 予算額		増 減	備考	
	区 分	作异似 分 似		増	減		
Ī							
	計						

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の実績

ア担当事業名	イの構成員名	ウ 構成員の事業内容
	住所	
	名称	実績額: 円
	住所	
	名称	実績額: 円
	住所	
	名称	実績額: 円

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中 毒対策推進のための調査事業)委託費概算払・精算払 請求書

番号年月日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、下記により、委託費金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区分	国庫委託費	既	受領額	今回	請求額	残	額	事業完了	
	四甲安几貝	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	予定年月日	備考

⁽注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中 毒対策推進のための調査事業)中止(廃止)申請書

番号年月日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) しようとする以前の事業実施状況

ア事業について

イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃 止)に伴う 不 用 額	備考

- 3 中止 (廃止) 後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第6号)

令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター 食中毒対策推進のための調査事業)計画変更承認申請書

番号年月日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度微生物リスク管理基礎調査委託事業(生産者・事業者の取組みと連携したカンピロバクター食中毒対策推進のための調査事業)について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分
 - (注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、 当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。